別表（第６条関係）

１　所要額
　１台あたりの補助上限額を定めている場合は、１台あたりの実支出額に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）と補助上限額とを比較して、少ないほうの額に導入台数を乗じた額を所要額とする。その他の場合は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）と補助上限額とを比較して、少ないほうの額を所要額とする。

<table>
<tr><th>補助対象事業</th><th>対象経費</th><th>補助率</th><th>補助上限額</th><th>補助上限台数</th><th>補助対象外経費</th></tr>
<tr><td rowspan="3">介護テクノロジー等の導入支援</td><td>・第４条第１号アに掲げる介護テクノロジーのうち、「移乗支援（装着型・非装着型）」、「入浴支援」、「介護業務支援」に掲載されているインカム又はこれらと同等の機能を有すると県が認めるもの

・第４条第１号ウ(イ)で示すテクノロジー（バックオフィスソフトを除く。）</td><td rowspan="3">５分の４</td><td>１台あたり100万円</td><td>介護事業所等が必要とする台数</td><td rowspan="4">・交付決定前に導入した機器等
・消費税及び地方消費税
・通信費</td></tr>
<tr><td>・第４条第１号アで示すテクノロジーのうち「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト又はこれらと同等の機能を有すると県が認めるもの

・第４条第１号ウ（イ）で示すテクノロジーのうちバックオフィスソフト</td><td>介護ソフト及びバックオフィスソフトのみを導入する場合は、職員数に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約については、申請時点の職員数に応じて以下のとおりとし、それ以外の契約方式については250万円とする。※１※２
なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和８年度中に「ケアプランデータ連携システム」により５事業所以上とデータ連携を実施する場合は、５万円を加算することとする。
・１～10人　100万円
・11～20人　150万円
・21～30人　200万円
・31人～　250万円

介護ソフトの導入と併せて第４条第１号イの支援を活用する場合は、職員数により合計金額が変動する契約については、申請時点の職員数に応じて以下のとおりとし、それ以外の契約方式については265万円とする。※１※２
なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和８年度中に「ケアプランデータ連携システム」により５事業所以上とデータ連携を実施する場合は、５万円を加算することとする。
・１～10人　115万円
・11～20人　165万円
・21～30人　215万円
・31人～　265万円</td><td></td></tr>
<tr><td>・第４条第１号アで示すテクノロジーのうち上記以外のもの又はこれらと同等の機能を有すると県が認めるもの</td><td>１台あたり30万円</td><td>介護事業所等が必要とする台数</td></tr>
<tr><td>介護テクノロジーのパッケージ型導入支援</td><td></td><td>１介護事業所等につき1,000万円
第４条第１号イの支援を活用する場合は上記の額に15万円を上乗せする。</td><td></td></tr>
<tr><td>導入支援と一体的に行う業務改善支援</td><td>・第４条第３号ア　コンサルティング会社等による業務改善支援</td><td></td><td>１介護事業所等につき48万円</td><td></td><td>・消費税及び地方消費税</td></tr>
</table>

※１　職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ＩＣＴの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
※２　職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年３月31日厚生省令第37号）第２条第８号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない